

船舶料理士資格制度の見直しについて

～陸上資格保有者の新たな資格取得ルートの創設～

【船舶料理士制度の概要】

- 対象船舶： 遠洋区域若しくは近海区域を航行する船舶又は第三種の従業制限を有する漁船であって総トン数1,000トン以上の船舶
- 根拠規定： 船員法第80条、船舶料理士に関する省令
- 関連条約： 船舶料理士の資格証明に関する条約(ILO第69号)

【現行資格要件】



A

船内調理経験(1年)

+



B

- ①船舶料理士試験に合格
- ②(独)海員学校の司ちゅう・事務科を卒業
- ③調理師、栄養士その他上記と同等の能力を有する者

+

C

年齢要件(20歳)



船舶料理士



※「国土交通省成長戦略」を受けた「成長戦略船員資格検討会」の中間とりまとめ(22.12)を踏まえ、平成23年4月より、「船内調理能力の船長等証明要件」廃止

【平成22年度新規資格取得者数】

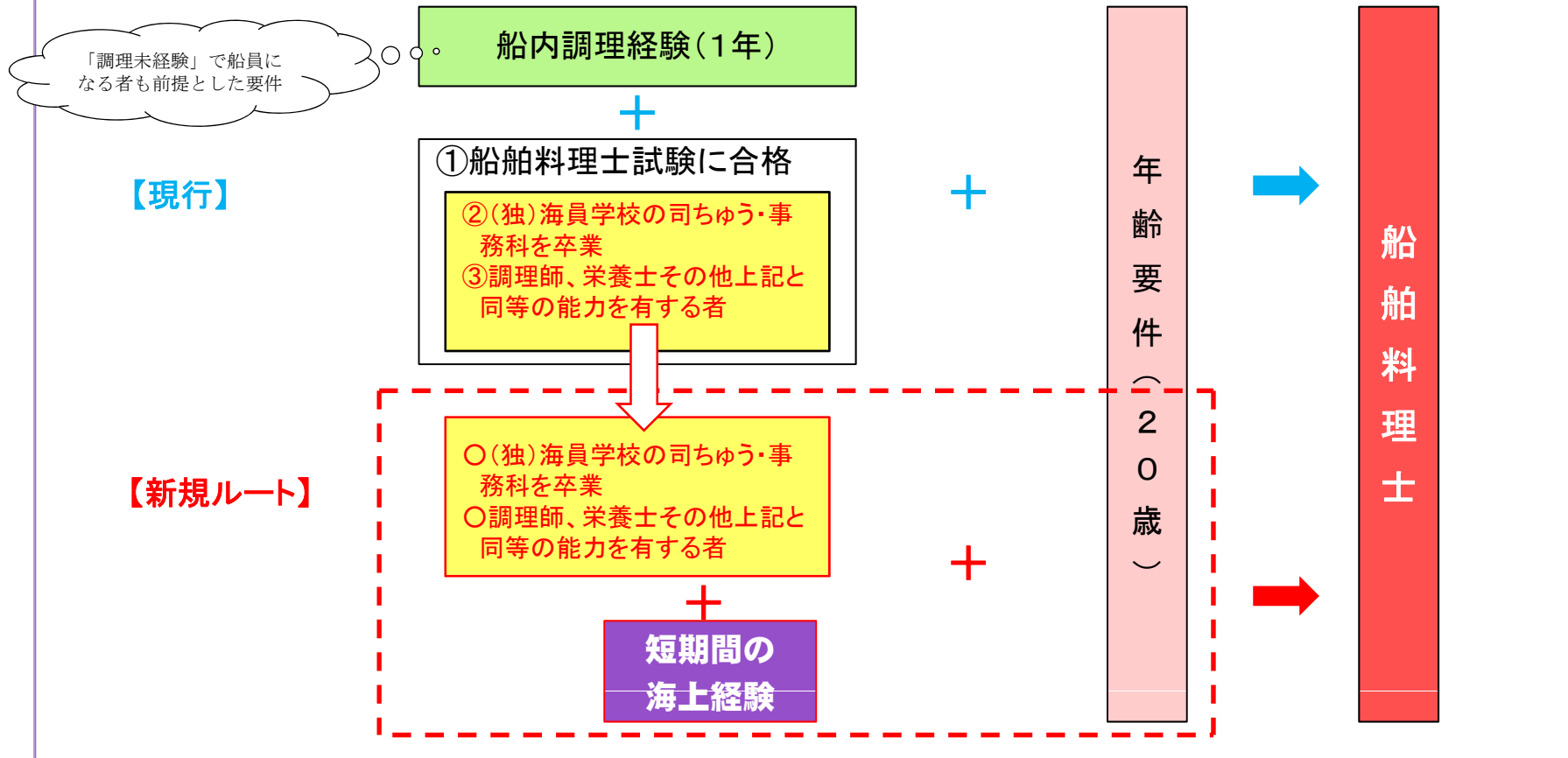
- 試験合格 98名(船災防試験合格 9名、SECOJ試験合格 89名(外国人))
- 同等認定 74名(司ちゅう・事務科卒 2名、陸上資格保有 55名、海上保安学校主計コース修了 17名)

船舶料理士の供給源となっている陸上資格保有者について、一定の調理技能があるにも関わらず、
現行の船内調理経験要件期間(1年)の乗船経験を要し、円滑な資格受有者の確保が困難

※「内航海運における代替建造促進に向けた施策の方向性」（平成23年3月「内航海運代替建造対策検討会」）においても、本資格の取得に係る簡素化の検討について提起あり

【措置内容】

船舶料理士資格を取得しようとする者のうち、陸上資格(調理師・栄養士)を保有する者等既に一定の実務経験を踏
まえた調理技能等を有するものについて、短期間の海上経験を付加することにより、資格取得を可能とする。



「短期間の海上経験」

「年齢要件」を満たす陸上資格保有者については、
以下の海上経験をもって、「船舶料理士」資格の取得を可能とする。



① 既に一定の調理実務経験を有することを評価し、船内調理経験に係る期間要件を短縮する。

② さらに、船上において、船内労働や船内調理実務に関する教育が適切な監督者の指導の下行われる場合には、当該教育を受けたことをもって、資格取得に必要な海上経験として取り扱う。

現行「1年」の船内調理経験要件を、「3ヶ月」とする。

- ※ これに併せ、(独)海員学校司ちゅう・事務科卒業者も「6ヶ月」を「3ヶ月」に。
- ※ また、海上保安学校主計コース修了者についても、「1年」を「3ヶ月」に。

上記期間は、船舶料理士資格保有者の乗船する船舶における
短期間の乗船教育(OJT)で代替可とする。

- ① 「船舶料理士資格受有者の乗船する船舶」で実施
 - ・ 船舶料理士配乗義務船に限らない
 - ・ 他社船への派遣による実習も可
- ② 船長及び船舶料理士資格受有者の指導・監督の下、甲板部・機関部の業務等船内労働全般と船内調理業務を短期間で修得させるOJTを実施
 - ・ 要件を告示で規定
 - ・ 要件を満たす教育が行われたことを資格取得申請の際の添付資料で確認
- ③ 期間は、「1ヶ月」以上とする。

(注)

- ・ 調理師等陸上資格の取得に際し、調理実務経験必要。
- ・ 現行料理士条約上も、ILO海上労働条約上(非強制規定)も、最低限の海上経験要件あり。